

## 京都市告示第340号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成21年11月27日

京都市長 門川 大作

### 1 団体の名称

石倉町内会

### 2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 子供会、敬老会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関する事。
- (2) 少年補導・交通安全、消防・防災、保健衛生等に関する事。
- (3) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。
- (4) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関する事。

### 3 区 域

京都市左京区岩倉長谷町517番地22, 517番地24～33, 517番地42～52, 517番地139～141, 517番地143～145, 517番地147～148, 517番地153～155, 517番地159, 577番地4～12, 577番地15～17, 577番地19, 577番地21～23, 577番地25～28, 608番地1～11, 616番地1～3, 622番地1～2, 622番地4～9, 622番地12～14, 622番地17～20, 622番地22～23, 622番地26～27, 622番地29, 622番地32～33, 622番地36～37, 622番地39, 622番地48, 622番地50～51, 622番

地53, 622番地56～57, 622番地60, 622番地63, 622番地66～67, 622番地70, 622番地74～75, 622番地77～80, 622番地83～84, 622番地87～88, 622番地91～96, 622番地99～100, 622番地102, 622番地105～106, 622番地109, 622番地111～113, 622番地115, 622番地118～119, 622番地122～123, 622番地126, 622番地128～129, 622番地130～131, 622番地133～142, 622番地144, 622番地146, 622番地148～149, 625番地2, 625番地5～6, 625番地8, 627番地2, 627番地4～11及び京都市左京区岩倉忠在地町20番地2, 33番地1, 33番地5～8, 33番地10～14, 34番地3～6, 34番地9, 35番地1, 35番地4, 35番地6～8の区域

4 事務所

京都市左京区岩倉長谷町662番地32

5 代表者の氏名及び住所

平松 久司

京都市左京区岩倉長谷町662番地32

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成21年11月20日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)